

中間とりまとめ ～安全・安心まちづくりビジョン～ 参考資料

第1章 はじめに	P 1 - 1
第2章 都市の安全・安心をめぐる状況と課題	P 2 - 1
第3章 政策展開の方向性	P 3 - 1

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
安全・安心まちづくり小委員会

安全・安心まちづくり小委員会における検討課題・開催状況

小委員会における検討課題

平成17年6月30日、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」について諮問。具体的な検討課題は以下の5項目。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

本小委員会において、④の「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」について検討。

検討経緯

平成20年9月25日 第1回小委員会を開催 以降、6回の委員会を開催

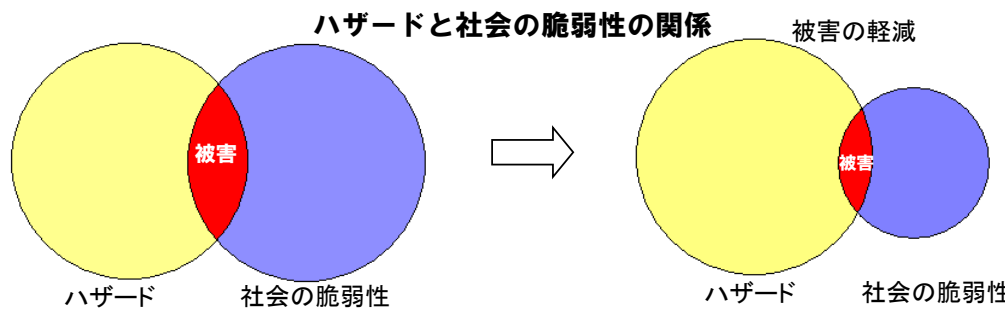
中間とりまとめ ～安全・安心まちづくりビジョン～ の位置付け

中間とりまとめは、自然災害のリスクの高まりや人口の減少等を前提とし、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた具体の推進方策の検討にあたっての方向性を示す「安全・安心まちづくりビジョン」としてとりまとめたもの。

中間とりまとめを踏まえ、「安全で安心して暮らせるまちづくり推進方策」について、引き続き小委員会で検討を進め最終的なとりまとめを行う予定。

第1章 はじめに

第1章 はじめに



出典)「平成17年版防災白書」内閣府

- 【ハザード（外力）】**
- 自然現象
 - ・地震
 - ・豪雨
 - ・津波、高潮
 - ・大雪
 - ・噴火 等
 - 社会的要因
 - ・犯罪
 - ・事故 等

×

- 【脆弱性（社会の弱さ）】**
- 都市構造
 - ・密集市街地の存在
 - ・オープンスペースの不足
 - ・耐震性の不足
 - ・氾濫原の市街化
 - ・排水能力の不足
 - ・無秩序な地下利用 等
 - 社会構造
 - ・高齢化
 - ・近隣関係の希薄化 等

=

- 【被害】**
- 人的被害（生命、身体、精神）
 - 物的被害
 - ・建物（住宅、事務所、工場、学校・病院等の公的施設等）
 - ・交通施設（道路、鉄道、港湾、空港等）
 - ・供給処理施設（電気、ガス、上水道、下水道）
 - ・情報通信施設

都市活動を支える機能への影響

- 経済活動の停滞
- 生産の停止 等

都市の持つ脆弱性を減少させることが必要

第2章 都市の安全・安心をめぐる状況と課題

2-1

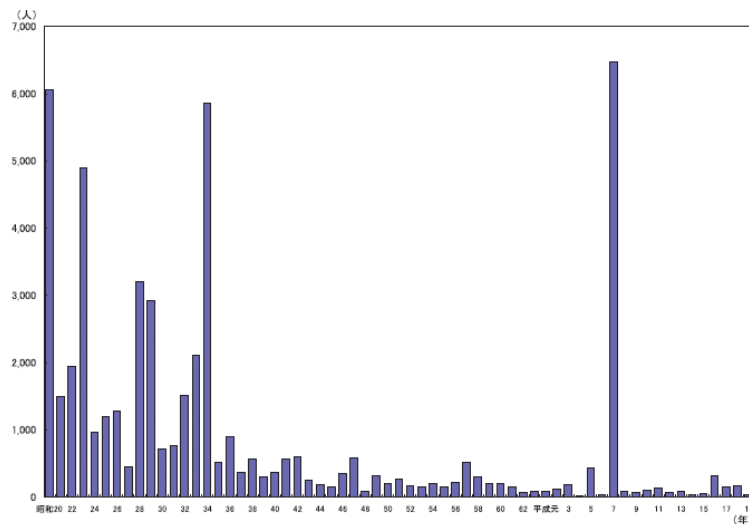
第2章

2-1. これまでの取組みと現状

(1) 自然災害への対応 (自然災害に対して脆弱な我が国の都市)

- ・防災関連の制度や施設の整備等により、死者・行方不明者数は、遞減傾向。
- ・近年でも、阪神・淡路大震災のように、多大な人命、財産を失う災害が発生。

自然災害による死者・行方不明者



年	人	年	人	年	人	年	人
昭和20	6,062	昭和36	902	昭和52	174	平成5	438
21	1,504	37	381	53	153	6	39
22	1,950	38	575	54	208	7	6,482
23	4,897	39	307	55	148	8	84
24	975	40	367	56	232	9	71
25	1,210	41	578	57	524	10	109
26	1,291	42	607	58	301	11	141
27	449	43	259	59	199	12	78
28	3,212	44	183	60	199	13	90
29	2,926	45	163	61	148	14	48
30	727	46	350	62	69	15	62
31	765	47	587	63	93	16	327
32	1,515	48	85	平成元	96	17	153
33	2,120	49	324	2	123	18	177
34	5,868	50	213	3	190	19	39
35	528	51	273	4	19		

(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死912名を含む。
平成19年の死者・行方不明者数は速報値。

出典) 「平成20年版 防災白書」内閣府

2-2

第2章

2-1. これまでの取組みと現状
(1) 自然災害への対応 (自然災害に対して脆弱な我が国の都市)

- ・近年、切迫性が指摘されていなかった地域において大規模地震が発生。
- ・三大都市圏における大地震が発生する切迫性が高い。

日本は、世界の0.25%という国土面積に比して、地震(M6.0以上)の発生回数は20.8% (平成20年度 防災白書)

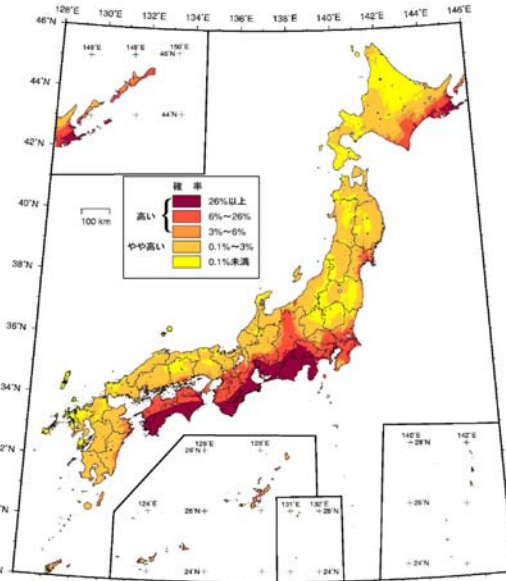
過去30年の主な地震と予想される大規模地震の震源地



No.	日付	地震名または震源	No.	日付	地震名または震源
①	1982.3.21	浦河沖地震	⑨	2000.10.6	鳥取西部地震
②	1993.1.15	御路沖地震	⑩	2001.3.24	茨予地震
③	1994.10.4	北海道東方沖地震	⑪	2003.5.26	宮城県沖
④	1994.12.28	三陸はるか沖地震	⑫	2003.7.26	宮城県北部
⑤	1995.1.17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	⑬	2003.9.26	十勝沖地震
⑥	1997.5.13	鹿児島県薩摩地方	⑭	2004.10.23	新潟県中越地震
⑦	1998.9.3	岩手県内陸北部	⑮	2005.3.20	福岡県西方沖
⑧	2000.7.1	新潟・神津島近海	⑯	2005.8.16	宮城県沖

出典)「日本の災害対策」内閣府

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図 (平均ケース)



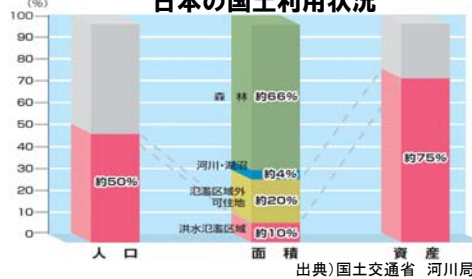
出典)「全国を概観した地震動予測地図 2008年版」地震調査研究推進本部 地震調査委員会

第2章

2-1. これまでの取組みと現状
(1) 自然災害への対応 (自然災害に対して脆弱な我が国の都市)

- ・我が国の人口約50%、資産の約75%は洪水氾濫区域(国土面積の約10%)に集中。
- ・今後、集中豪雨の発生回数の増加や雨量の増加など、地球温暖化に伴う気候変動によって自然災害リスクが更に高まる可能性。

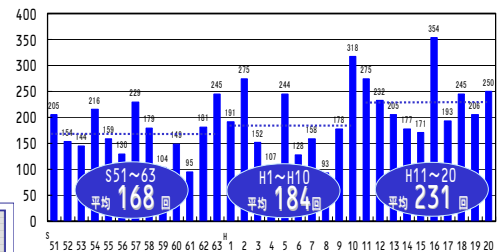
日本の国土利用状況



出典)国土交通省 河川局

1時間降水量50mm以上の年間発生回数(S51~H20)

- ・全国約1300地点のアメダスより集計
- ・1000地点あたりの回数



出典) 気象庁資料より作成

平成20年8月末豪雨
愛知県岡崎市における被害状況

最大時間雨量146mm(岡崎観測所)
死者 2名
床上浸水 1,110戸
床下浸水 2,255戸
(岡崎市HPより)



岡崎市伊賀町愛宕地区

写真提供 岡崎市

平成20年7月28日豪雨
石川県金沢市における被害状況

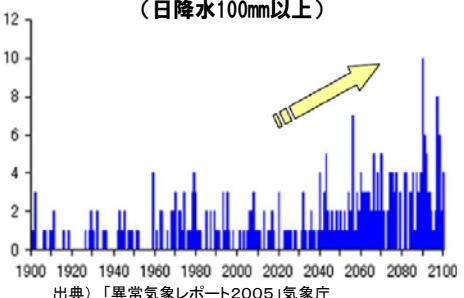
最大60分雨量138mm(芝原観測所)
床上浸水 507戸
床下浸水 1,476戸
(平成20年10月31日発表 石川県金沢市)



金沢市笠市町

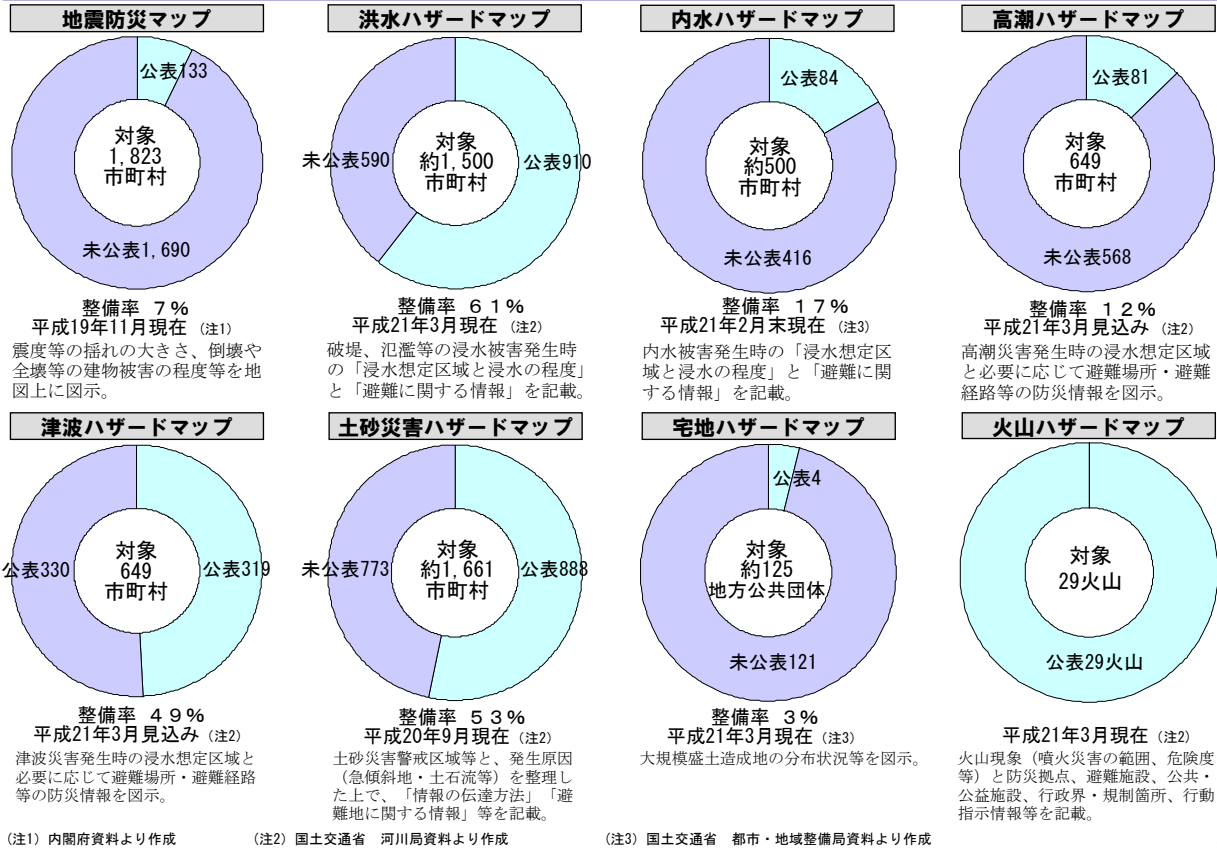
写真提供 石川県

夏季の豪雨日数の経年予測
(日降水100mm以上)



出典)「異常気象レポート2005」気象庁

・各種ハザードマップの作成の進展。



防災公園の整備

広域避難地等となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全でゆとりある生活を確保。

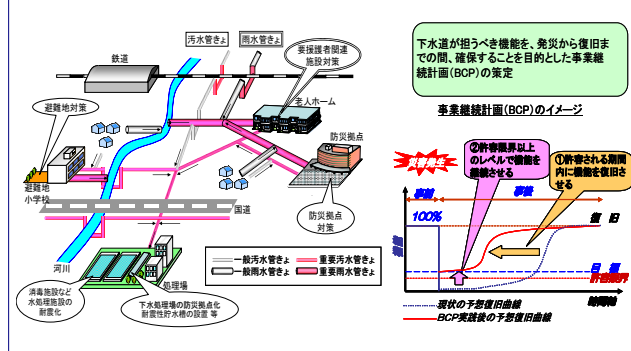
防災機能を備えるオープンスペースが一カ所以上確保された割合
平成14年度 9% ⇨ 平成19年度 約25% 目標値:平成24年度 約35%



下水道の地震対策

重要施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ、総合的な地震対策を推進。

下水道総合地震対策事業(平成21年度創設)

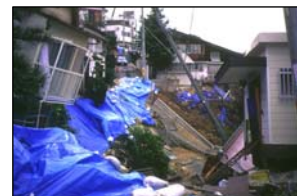
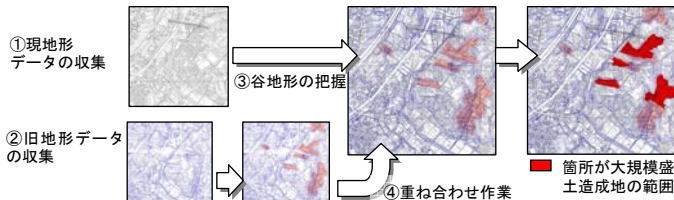


宅地の耐震化

大規模盛土の被害を軽減するため、変動予測調査(宅地ハザードマップ作成)を行い住民への情報提供等を図るとともに、滑动崩落防止工事の実施により耐震性を向上。

地震時に滑动崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体は全国で125と推定
宅地ハザードマップを公表した地方公共団体は4団体(平成21年3月現在)

【宅地ハザードマップ作成イメージ】

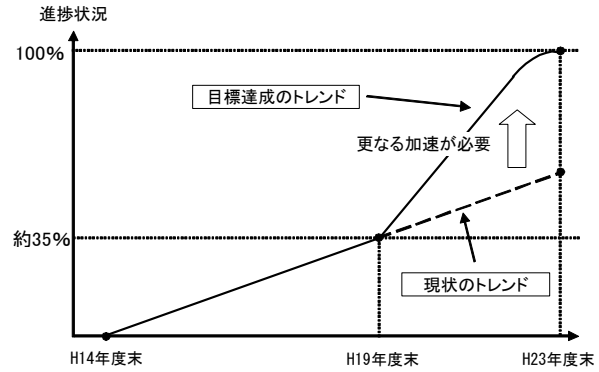
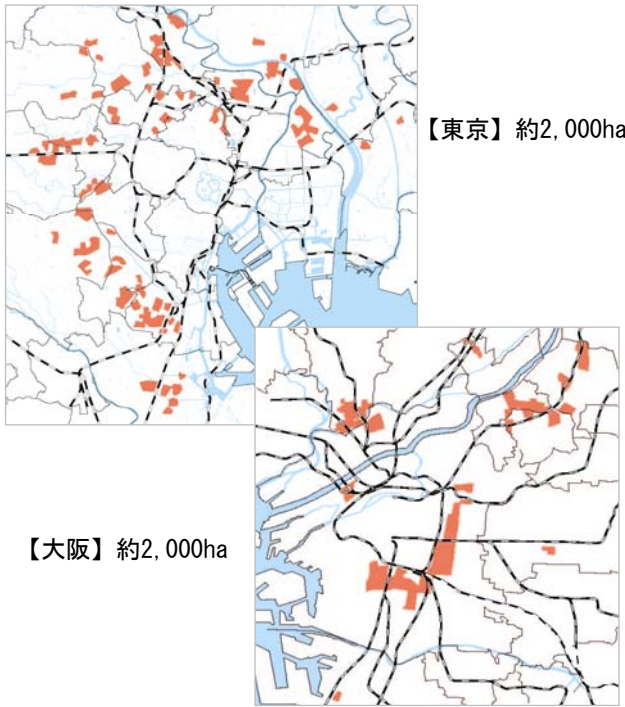


阪神・淡路大震災において宅地の滑动崩落が発生(H7.1)

密集市街地の解消

重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）について、平成23年度迄に最低限の安全性を確保。

地震時において大規模な火災の可能性があります重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合
平成14年度 0% ⇨ 平成19年度 約35% 目標：平成23年度 概ね10割



密集市街地の解消

防災環境軸の核となる都市計画道路の整備
～街路事業～

【重点密集市街地】

延焼遮断帯イメージ図

不燃化の促進

避難路の整備

環境防災軸

【防災機能の概成】

【防災環境軸の核となる都市計画道路の完成】

建替えに合わせた基盤整備及び街区の再編
～土地区画整理事業～

【整備前】

【整備後】

【末広南地区(大阪府門真市)】

老朽家屋が密集した地域の防災性の向上
～第一種市街地再開発事業～

【整備前】

【整備後】

【三軒茶屋・太子堂四丁目地区(東京都)】

建築物の不燃化及び細街路整備
～都市防災総合推進事業～

【整備前】

【整備後】

建築物の不燃化

細街路整備

浸水対策

浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、堤防・調節池などの河川改修や下水道幹線やポンプ場等の下水道施設整備などのハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ浸水対策を緊急かつ重点的に推進。

床上浸水を緊急に解消すべき戸数
平成14年度 約9万戸 ⇨ 平成19年度 約5.5万戸

再度災害の防止（浸水被害の例）

兵庫豊岡市(円山川) 平成16年

長崎県佐世保市 平成19年

河川事業

ダムの建設
(静岡県 長島ダム)

遊水池の整備
(神奈川県 鶴見川遊水池)

堤防の整備(高知県国分川)

下水道事業

下水道幹線の整備
(福岡市 比恵10号幹線)

ポンプ場の整備
(東京都 神谷ポンプ場)

雨水調整池の整備
(名古屋市 平田第二雨水調整池)

津波対策

津波避難困難区域を解消するため、津波避難タワー、津波避難ビル等を設置することにより、緊急避難場所の整備を推進。

津波避難ビル(民間施設) 出典)和歌山県串本町

津波避難タワー 出典)高知県四万十市

土砂災害対策

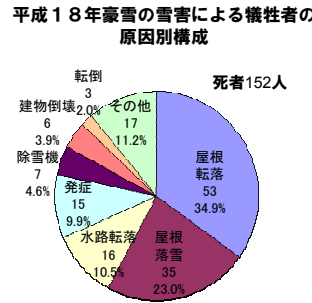
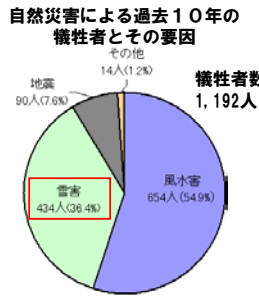
土砂災害危険箇所において、対策施設整備や土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備、建築・開発規制等を推進。

急傾斜地崩壊防止施設の整備
(広島県 鹿島市武)

土砂災害警戒区域等の指定イメージ(急傾斜地)

克雪体制整備の推進

- ・自然災害による過去10年間の犠牲者のうち、雪害による犠牲者は36% (434人)と風水害に次いで多い。
- ・平成18年豪雪では、高齢者による屋根の雪下ろし作業中の事故が多発。
- ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(H20.4)」において、自助・共助を促進する「連携プラン」の一つとして「地域の助け合いで除雪できる体制の整備」が位置付け。



地域のボランティアによる高齢者宅の雪処理

平成21年度までに特別豪雪地帯の7割の市町村、平成24年度を目途に全ての202市町村について高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備。

出典) 「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」(H19.12 内閣府) 資料をもとに作成
※犠牲者数は平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者、行方不明者の数

出典) 消防庁「今冬の雪による被害状況等」(第62報、平成18年9月25日) を基に作成

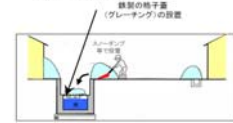
下水道による積雪対策

下水道による積雪対策事業を新世代下水道支援事業制度において明確化することにより、下水道による積雪対策の積極的な推進を図り、地域の積雪対策に貢献するとともに、安全・安心な地域づくりを推進。

下水処理水の融雪用水への活用
雨水調整池等の融雪槽としての活用
雨水の排水路を利用した流雪水路等の整備
積雪対策のための下水熱の利用施設整備



処理水の活用

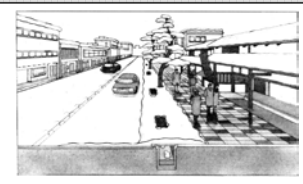


雨水排水路の活用

雪に強い道づくり

積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備

円滑な除排雪が可能となるように道路整備に併せて消雪パイプ、流雪溝等の融雪雪の整備を推進。



雪に強い公園づくり

冬季の地震災害時、豪雪災害時に対応した公園整備

冬季においても地域住民の避難所や防災活動の拠点として機能する屋内運動施設等を備えた都市公園等の整備を推進。



都市災害復旧事業

- ① 災害を受けた下水道、公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- ② 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- ③ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業
- ④ 火山の爆発等による降灰の除去事業



新潟県中越沖地震(公園施設)

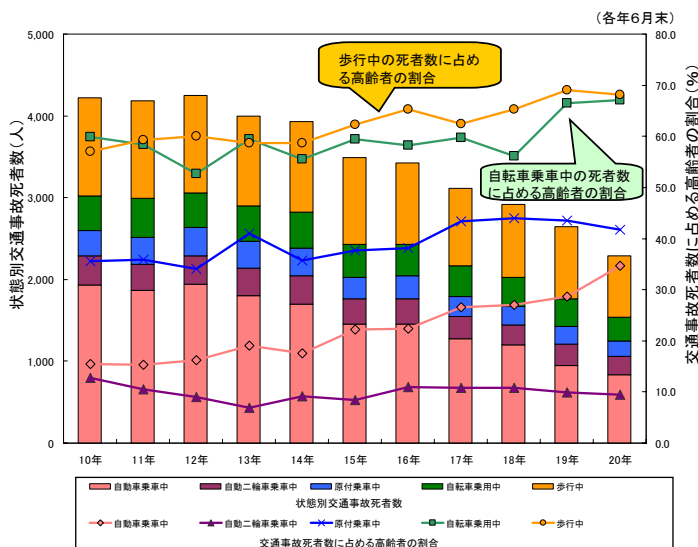
被災地における復興まちづくり総合支援事業
(都市防災総合推進事業)

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。



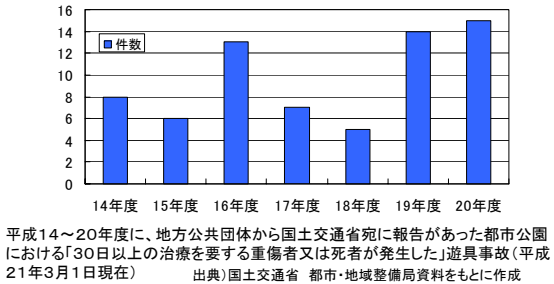
- ・交通事故による死者数は減っているものの、高齢者の歩行中、自転車走行中の事故が多い。
- ・施設の老朽化等に起因した、重傷者が発生する都市公園の遊具事故が発生。

状態別交通事故死者数と高齢者の割合の推移

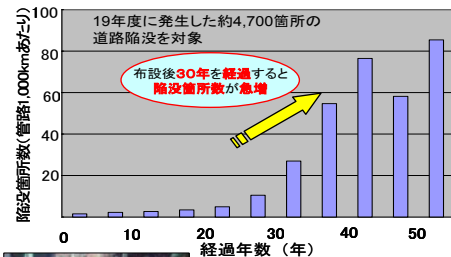


出典)「平成20年度上半期の交通事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について」警察庁 をもとに作成

平成14~20年度の都市公園における遊具事故の件数



下水道管路に起因した道路陥没事故
経過年数別道路陥没箇所数(全国)



(平成12年 東京都港区)



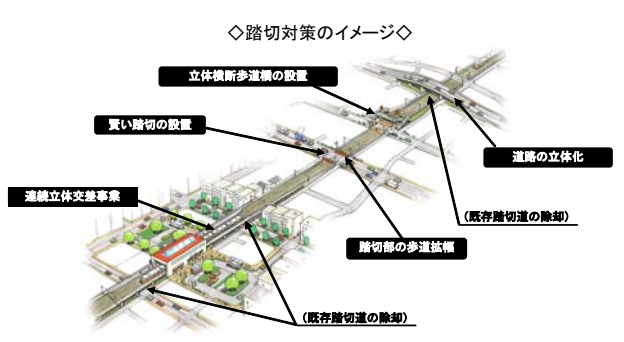
(平成15年 東京都墨田区)

出典)国土交通省 都市・地域整備局

第2章 2-1. これまでの取組みと現状 (2) 日常の安全性の向上の取組み (事故対策)

踏切対策のスピードアップ

開かずの踏切等による交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化等を図るため、連続立体交差事業等により踏切除却を行う抜本的な対策と歩道拡幅等により安全性の向上等を図る緊急的な対策を推進。
 ※開かずの踏切：電車の運行本数が多い時間帯において、遮断時間が40分/時以上となる踏切(全国約600箇所)



公園施設の安全確保

■都市公園における遊具の安全確保に関する取組み
 都市公園の遊び場の安全性を一層高めるため、公園管理者が講ずるべき安全措置について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」として取りまとめ、平成14年3月より周知。

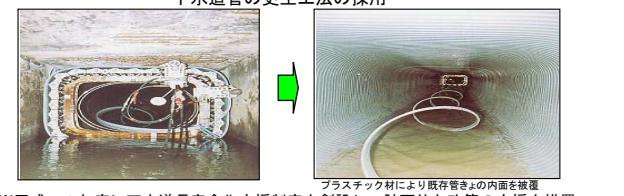


※老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から、同指針を平成20年8月に改定。
 ※平成21年度より都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、公園施設の改築・更新に関する支援を措置。

■都市公園における遊具の安全確保に関する取組み
 埼玉県ふじみ野市の市営プールにおける死亡事故(H18.7)を受け、プールの施設面、管理運営面で配慮すべき事項について示した「プールの安全標準指針」として取りまとめ、平成19年3月より周知。

下水道管路の長寿命化による道路陥没対策

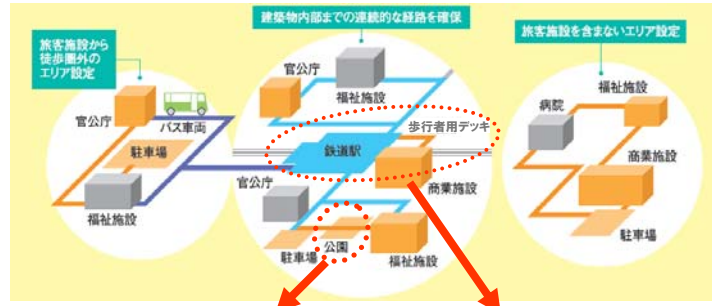
「事故の未然防止」及び「ライフサイクルコストの最小化」の観点から、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進。



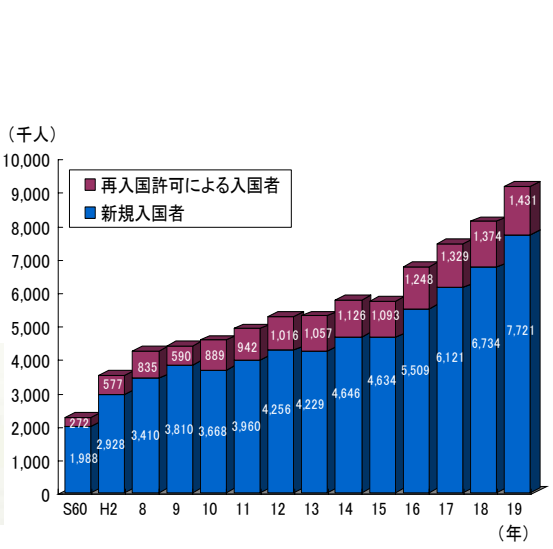
第2章 2-1. これまでの取組みと現状 (2) 日常の安全性の向上の取組み (バリアフリー化)

- ・高齢社会の到来により、バリアフリー化の推進が重要。
- ・外国人入国者の増加などからもユニバーサルデザインへの取組みが重要。
- ・平常時、非常時とも、可能な限り全ての人が安全で安心できる生活環境、移動環境の整備・改善に取り組むことが重要。

移動の円滑化・バリアフリー化のイメージ



外国人入国者数の推移



公園におけるバリアフリー化



交通結節点のバリアフリー化



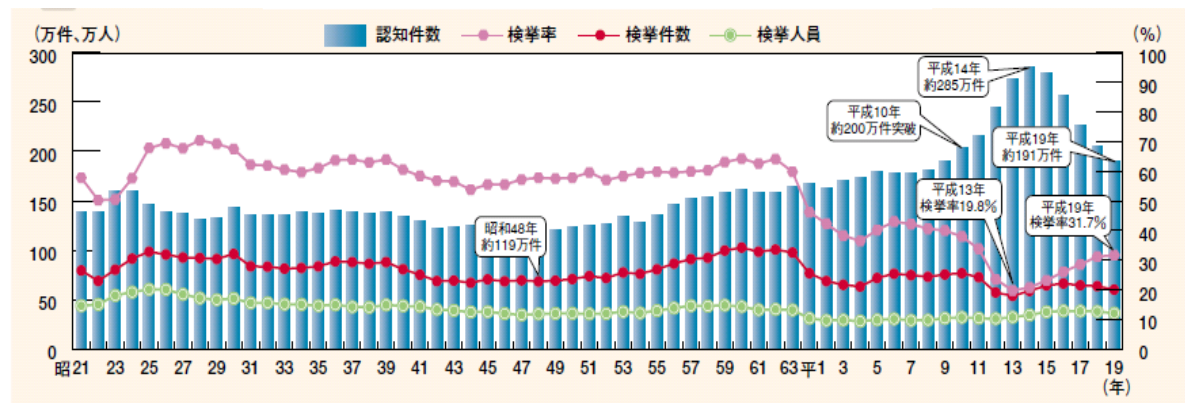
出典)「バリアフリー新法の解説」国土交通省、警察庁、総務省

出典)「平成20年版「出入国管理」法務省

第2章 2-1. これまでの取組みと現状 (2) 日常の安全性の向上の取組み (防犯まちづくり)

・犯罪の認知件数は、平成15年から減少に転じているものの、120万件前後で推移していた昭和40年代の1.5倍を超える水準。
 ・検挙率も30%程度と低い水準。

刑法犯の認知・検挙状況の推移 (昭和21～平成19年)



刑法犯の認知・検挙状況の推移 (平成10～平成19年)

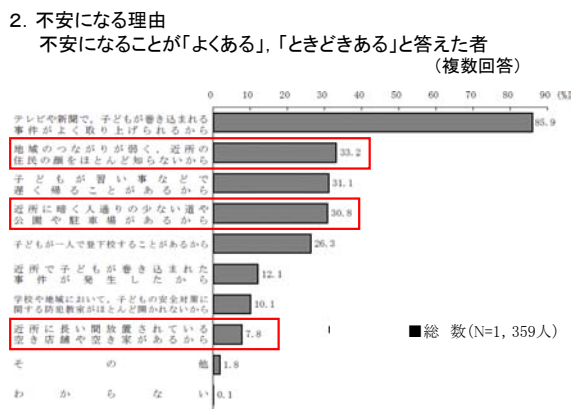
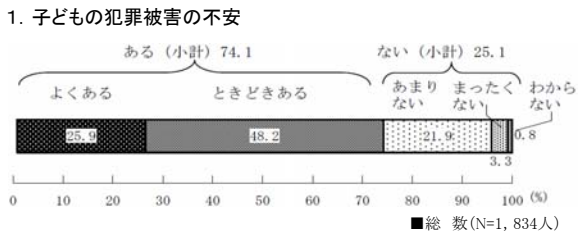
区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
認知件数 (件)		2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836
検挙件数 (件)		772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358
検挙人員 (人)		324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577
検挙率 (%)		38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7

出典)「平成20年版 警察白書」警察庁

第2章 2-1. これまでの取組みと現状 (2) 日常の安全性の向上の取組み (防犯まちづくり)

・子供の犯罪被害を7割以上の方が不安視。理由として、近所付き合いの低さや、人通りの少ない道や空き家等の存在を回答。
 ・防犯マップ、防犯パトロール等のソフト対策が有効。

子どもの犯罪被害の不安



出典)「平成18年8月調査 子どもの防犯に関する特別世論調査」内閣府

防犯まちづくり

「安全・安心マップ」の作成事例
 地域住民自らがまち歩きを行い、まちの現状を調査し、危険箇所や防犯上の注意点、改善方をまとめることにより、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる



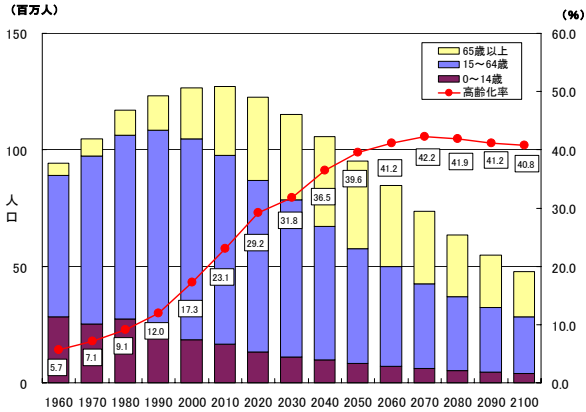
「まちづくり交付金」による防犯まちづくりの取り組み事例
 防犯パトロールの試行、防犯カメラ設置補助を行うことにより、楽しくゆったりと安心して歩くことができる街を整備【町田駅周辺地区(東京都町田市)】



第2章 2-2. 社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題

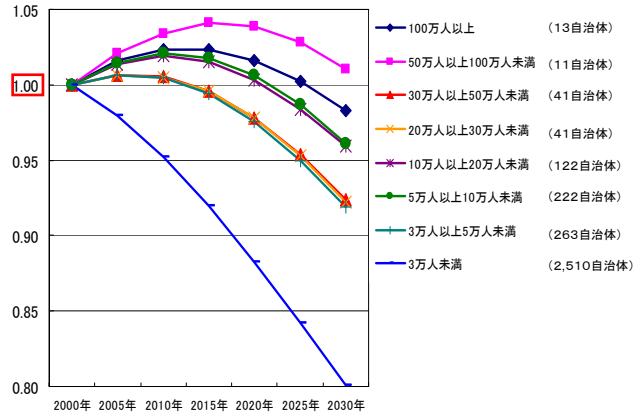
- ・2005年に我が国の人口は減少に転じ、今後、減少傾向。高齢化率は現在の2倍程度に上昇。
- ・都市の規模にかかわらず、将来人口は減少。

日本の将来人口及び高齢者割合の推移



出典)「国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2006年12月推計) - 日本の将来推計人口(2010~2050年)、参考推計(超長期推計)(2060~2100年)」をもとに作成

人口の推移 全国市町村人口規模別指数



出典)「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」国立社会保障・人口問題研究所をもとに作成

第2章 2-2. 社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題 (1) ハザードの増大等に対応する分野ごとの施設整備の限界、総合的な取組み

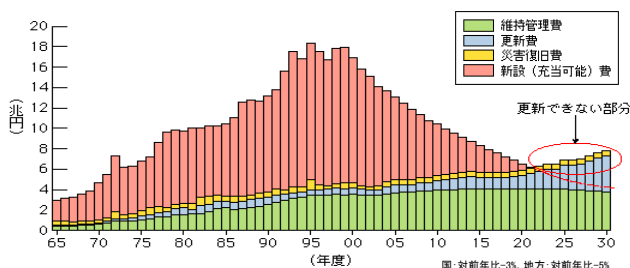
- ・我が国の社会資本は、戦後の高度経済成長とともに着実に整備され一定のストックを形成。今後、これらストックのうち、高齢化したものの割合が急速に増加。
- ・蓄積されたストックの更新時期に突入。

建設後50年以上経過する社会資本の割合



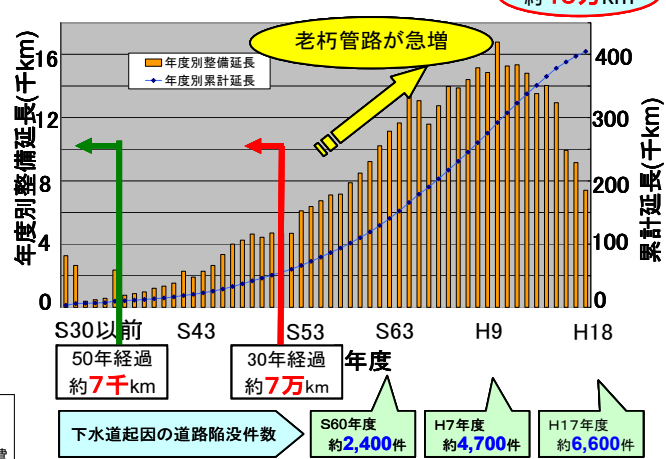
出典)平成19年度国土交通白書

投資総額に占める維持管理・更新費の割合の増大



出典)平成17年度 国土交通白書

下水道管路の年度別整備延長(全国)



老朽管の様子と陥没事故

下水管の割れ目から土砂が引き込まれ 舗装下に空洞

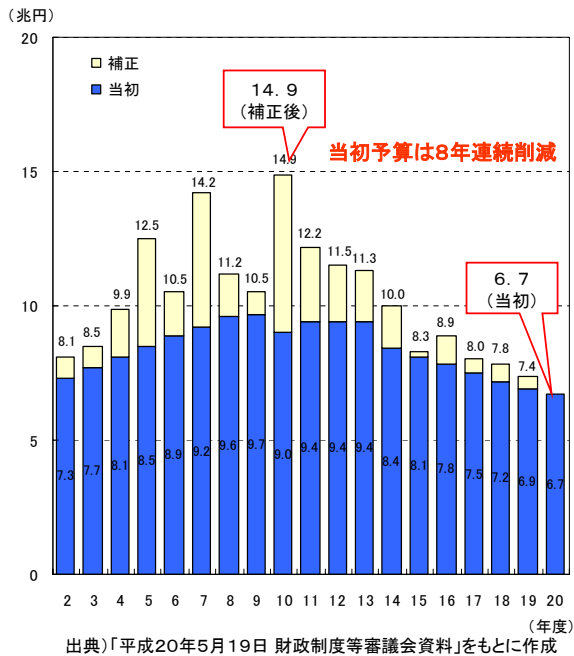
下水道起因の道路陥没件数

年度	件数
S60年度	約2,400件
H7年度	約4,700件
H17年度	約6,600件

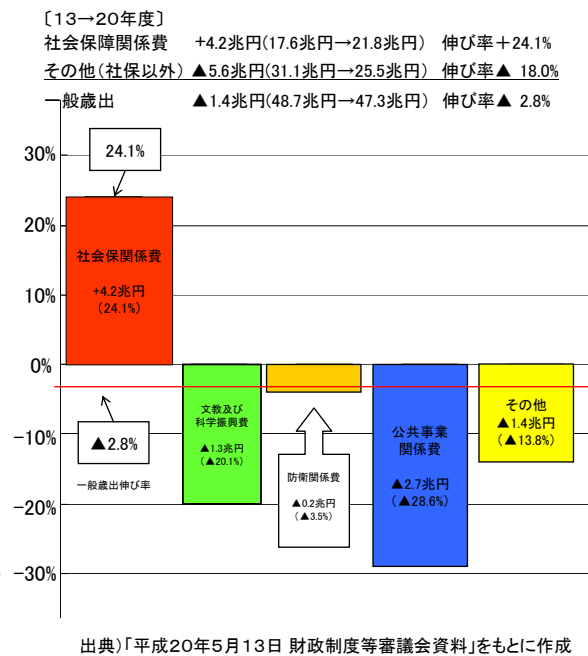
出典)国土交通省 都市・地域整備局資料

- ・ 公共事業関係の予算は、ピーク時の14.9兆円（平成10年度補正後）の1/2を下回る水準。
- ・ 平成13年～20年度の7年間における公共事業関係の予算の削減額は、他の一般歳出の主要経費に比べて格段に大きい。

公共事業関係費の推移

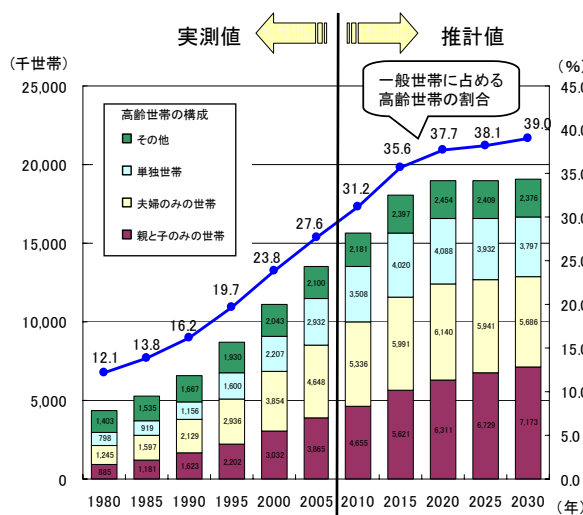


主要経費別の歳出増減 (H13→H20年度)

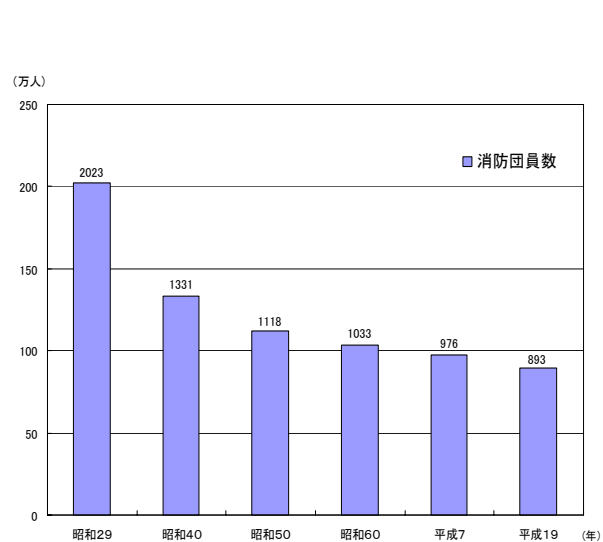


- ・ 今後、高齢者のみの世帯（高齢者の夫婦のみの世帯、単独世帯）が大きく増加。
- ・ 住民の自発的な参加によって構成される消防団は、減少の一途。

高齢世帯数の推移

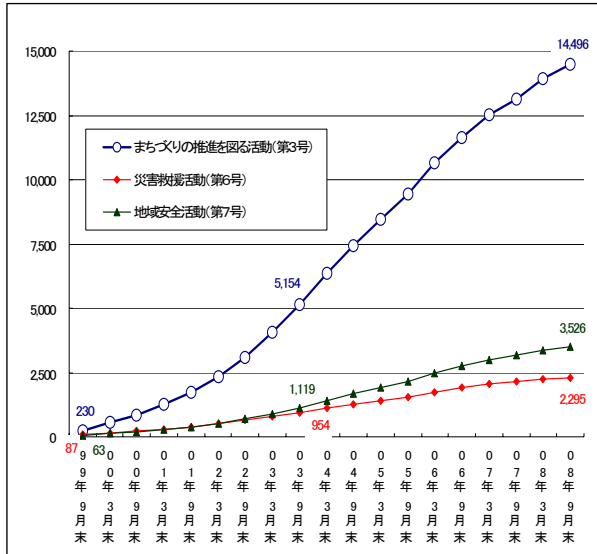


消防団員数の推移



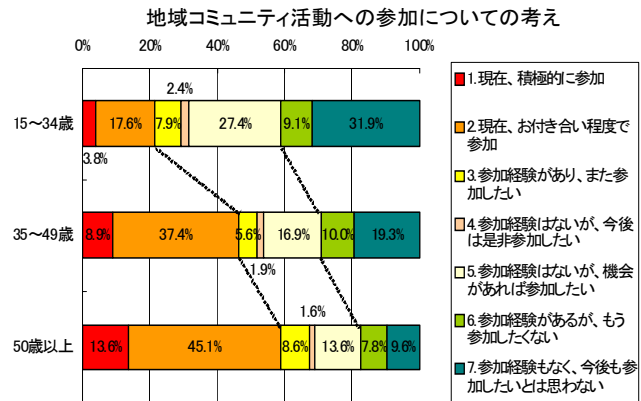
- ・まちづくりの推進に取り組むNPO法人は、時系列的に急増。
- ・地域のコミュニティ活動への参加経験・参加意欲は、高齢世代ほど強い傾向。

活動分野別NPO法人数の推移



出典)「内閣府・国民生活局ホームページ」より作成
注) 特定非営利活動促進法に基づいて、内閣府及び都道府県により認証された法人数が対象。
注) 一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合がある。

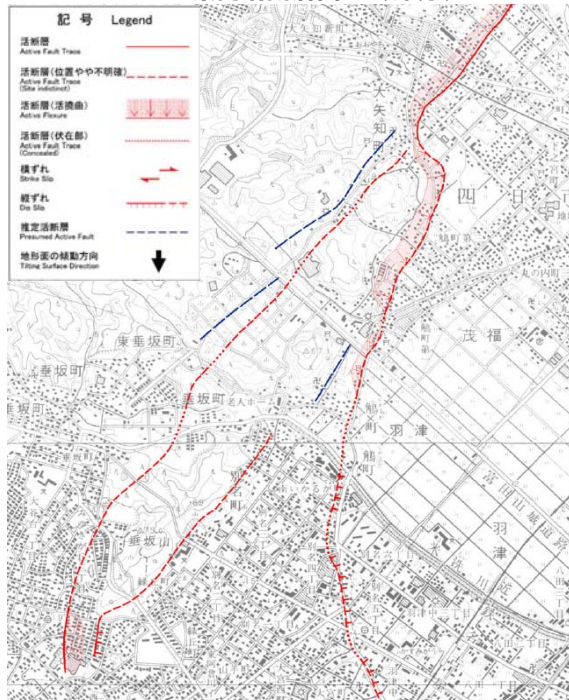
年代別コミュニティ活動への参加意欲



出典) 地域コミュニティと防災等に関するインターネットアンケート(2005年) 国土交通省

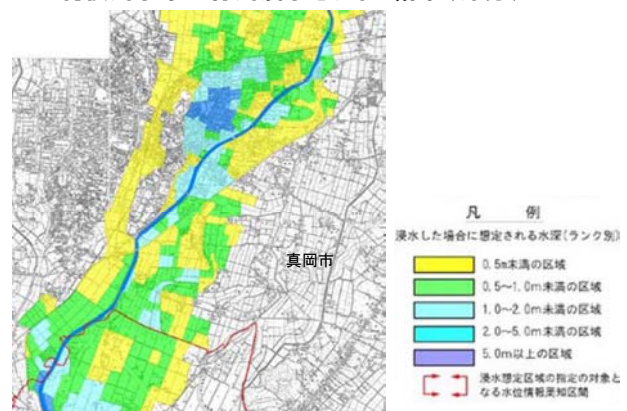
- ・即地的な情報が充実しつつある。
- ・洪水ハザードマップを見て「防災意識が高まった」、「浸水の程度や避難場所がわかるので安心」とする地域住民が多数である一方、「浸水の危険性がわかり不安になった」とする意見もある。

三重県内活断層図 (部分)



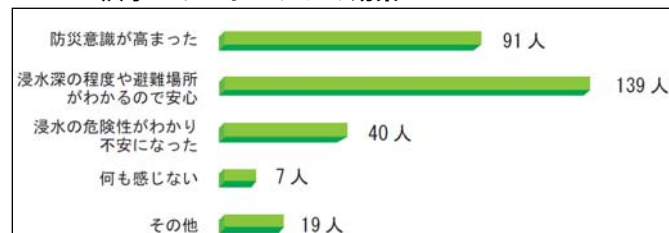
出典)「活断層の位置情報の整備に関する調査研究平成17年度成果」 三重県

利根川水系五行川浸水想定区域図 (部分)



出典)「利根川水系五行川浸水想定区域図」 栃木県

洪水ハザードマップの効果

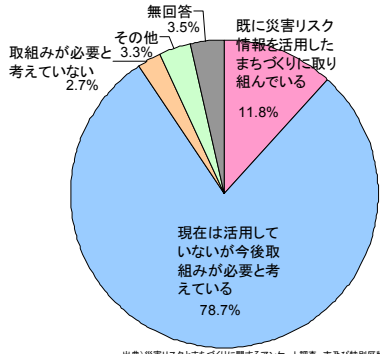


回答者数290人(調査機関:河川情報センター 平成7年実施 埼玉県朝霞市・長野県飯山市・大阪府寝屋川市)

第2章 2-2. 社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題 (3) 情報技術の進歩とリスク情報の活用

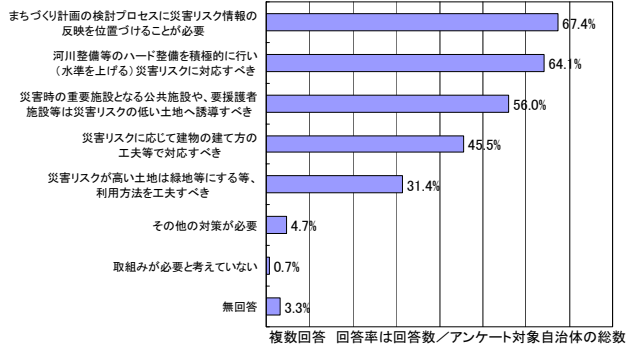
・市（特別区）へのアンケートでは、約9割が災害リスク情報のまちづくりへの活用が必要と回答。
 ・災害リスク情報をまちづくりに活用するために必要な取組みとして、ハード整備による対応のほか、まちづくり計画の検討プロセスへの位置付けとの回答が多数。

災害リスク情報のまちづくりへの活用状況



出典) 災害リスクとまちづくりに関するアンケート調査 市及び特別区版(平成20年12月) 国土交通省

災害リスク情報をまちづくりに活用するために必要な取組み



複数回答 回答率は回答数/アンケート対象自治体の総数

事例：浸水対策条例による安全なまちづくり（滋賀県草津市）

○草津市建築物の浸水対策に関する条例

草津市では、「草津市建築物の浸水対策に関する条例」により浸水のおそれのある区域や浸水対策上必要な措置等を定め、集中豪雨等による浸水被害の未然防止に取り組んでいる。



浸水のおそれのある区域図

○草津市建築物の浸水対策整備指針

条例に基づき、建物を建築する場合の具体的な整備指針として「建築物の浸水対策整備指針」を定め、浸水対策として参考となる手法を示し、市民・事業者への自発的な対策を促している。

浸水対策を考慮した設計の基本（浸水対策整備指針より抜粋）

事前調査
市民・事業者は、「浸水のおそれのある区域図」を参考に、建物周辺で想定される浸水深を確認

床上浸水を未然に防ぐ
建物の嵩上げ 高床式の建物 建物を囲む 建物の防水

床上浸水に備える
生活関連施設を2階に配置 天窓から屋根上に避難

地下空間への浸水による被害を未然に防ぐ
止水板の設置

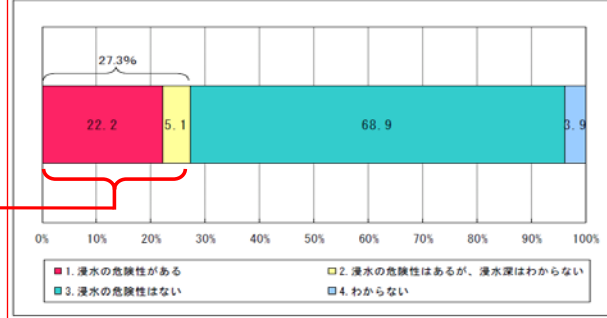
出典) 草津市HP

第2章 2-2. 社会的状況の変化と都市の安全・安心に関する新たな課題 (3) 情報技術の進歩とリスク情報の活用

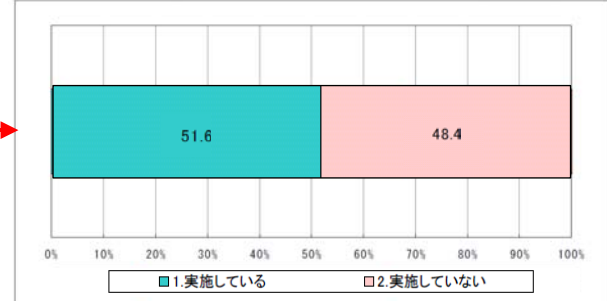
・1都6県の市区町村の約27%が、本庁舎等の浸水危険性を認識。
 ・本庁舎等の浸水の危険性を認識しているにもかかわらず、本庁舎等の水害対策を実施していない市区町村が約48%。
 ・1都6県の市区町村の約32%が浸水危険性のある避難所を把握していない。

大規模水害対策に関する市区町村アンケート

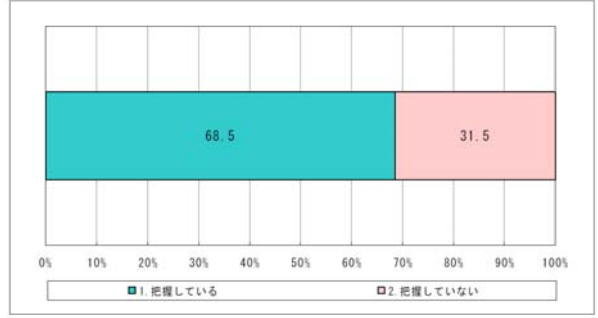
本庁舎等が浸水する危険性の認識



本庁舎等の浸水の危険性を認識している市区町村における水害対策の実施状況



浸水危険性のある避難所の把握状況

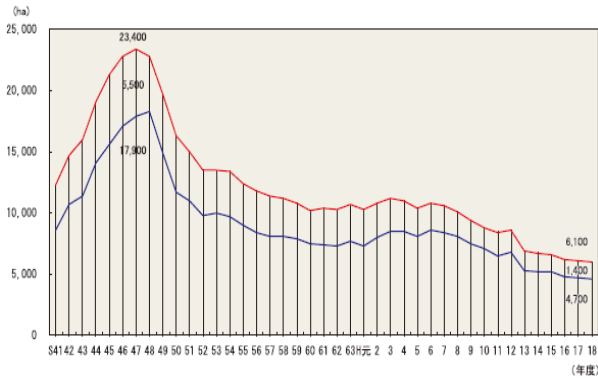


- 調査対象先
1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の334市区町村
- 用語
本庁舎等： 災害対策本部を設置予定の庁舎

出典) 内閣府「大規模水害対策に関する専門調査会(第12回)」

- ・宅地供給量は昭和40年代中頃をピークに長期減少傾向。
- ・空き家数及び空き家率は増加。

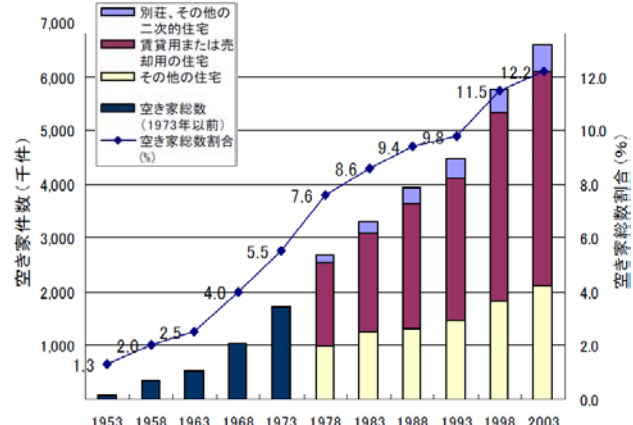
宅地供給量の推移



出典)「平成20年版土地白書」国土交通省

注) 公的供給とは、独立行政法人都市再生機構、地方公共団体等の公的機関による供給であり、これらの期間の土地区画整理事業による供給を含む。
注) 民間供給とは、民間宅地開発事業者、土地所有者等の民間による供給であり、組合等の土地区画整理事業による供給を含む。
注) ミディアムグロススペース(住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントした面積)の数値である。

空き家数及び空き家率の推移



出典)「ライフスタイル・生活専門委員会(第4回)」国土交通省国土計画局

空き家
二次的住宅
別荘.....週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
その他.....ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
賃貸用または売却用の住宅 新築・中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅 上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など
※ 一時現在者のみの住宅、建築中の住宅は含まない
※ 大都市圏は、中心市(それぞれの都市圏内の東京特別区部、政令指定市)及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村(中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が該当市町村常住人口の1.5%以上あり、かつ、中心市と接続している市町村、および以上の定義に該当する市町村に囲まれた市町村とする。)によって構成される。

- ・大都市において、高層建築物や地下空間が増加。
- ・拠点となる駅周辺では、商業・業務施設や鉄道駅等の様々な用途の空間が高密度に集積し連続。

拠点となる駅周辺における空間の高度利用

新宿駅 乗入鉄道会社6社、11路線
・利用人員(人・片道) 終日89万人 ピーク時41万人/時

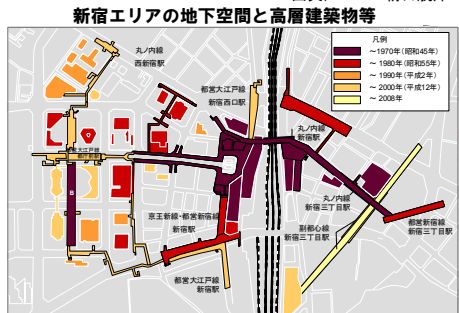


出典)PANA=朝日航洋

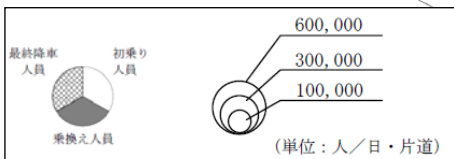
東京駅 乗入鉄道会社4社、15路線
・利用人員(人・片道) 終日54万人 ピーク時28万人/時



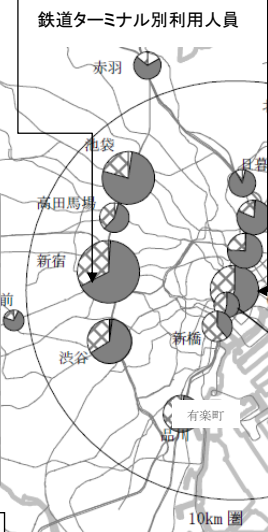
出典)PANA=朝日航洋



出典)東京都提供資料及びヒアリング等により作成



出典)平成17年大都市交通センサス首都圏報告書



丸の内エリアの地下道図



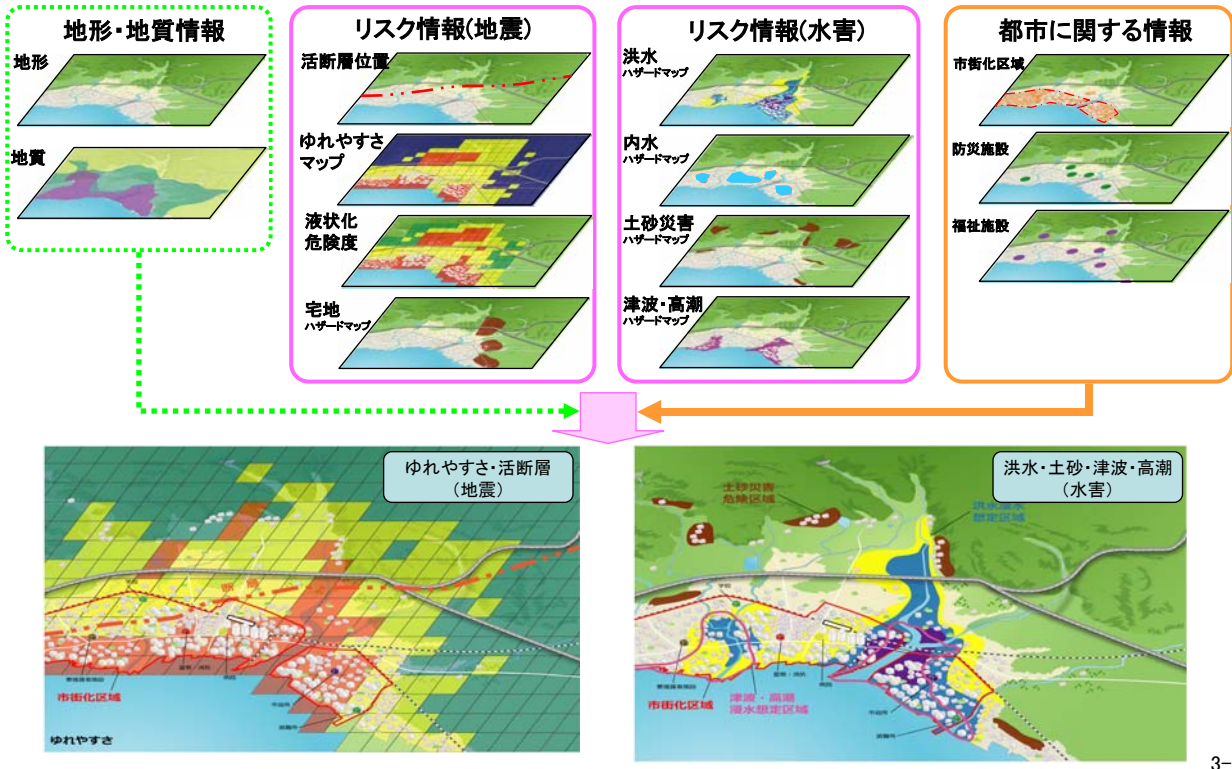
出典) marunouchi.comより作成

第3章 政策展開の方向性

第3章 3-2. 政策の方向性 (1) リスク情報の明確化、周知 (まちづくりに向けたリスク情報の充実)

災害リスク情報を活用したまちづくりの検討イメージ

- ・分野別に整備されてきた洪水等のハザードマップ等を横断的に整理。
- ・地形・地質、土地利用、施設の位置等即地的な情報とあわせて、総合的に都市のリスクを分析。

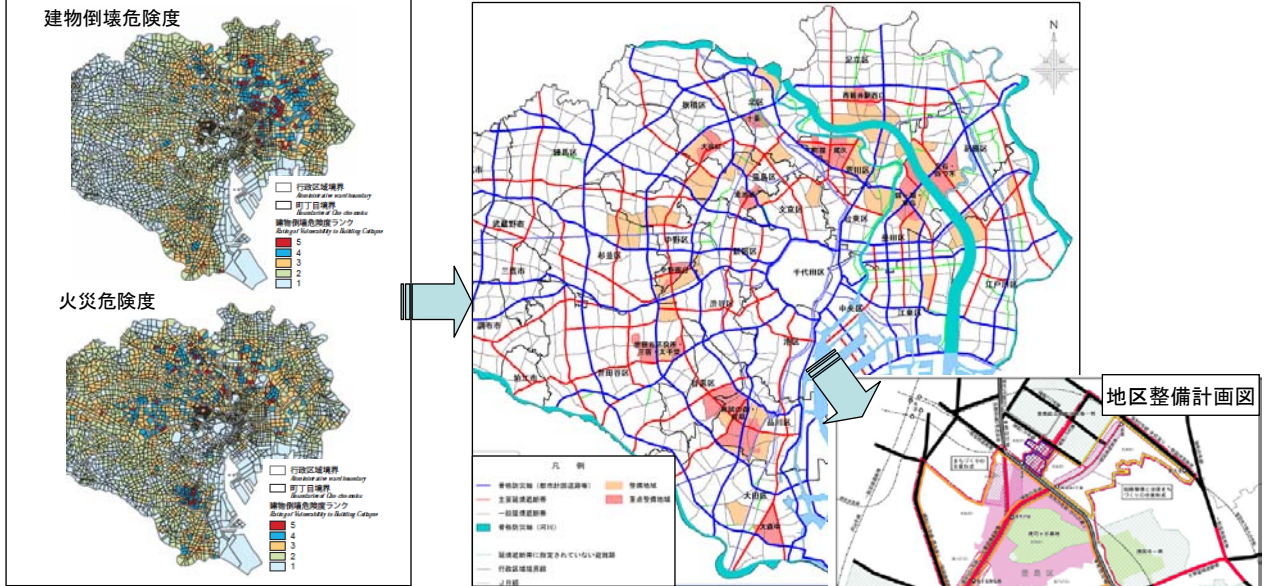


東京都における防災都市づくりの取組み

・東京都では、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される地域を整備地域に選定。整備地域の整備方策等を提示。

防災都市づくり推進計画

脆弱性を分析し、整備地域を選定。地域ごとに具体的整備計画を策定。



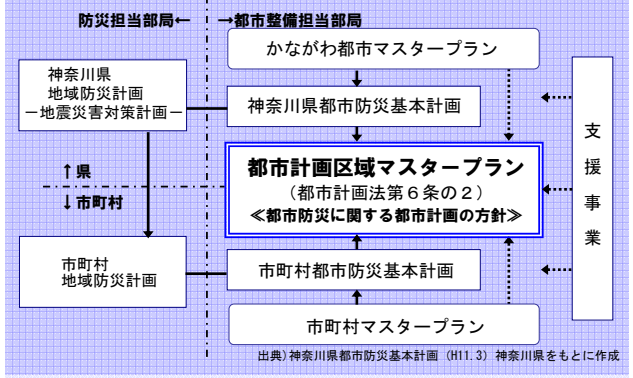
※「建物倒壊危険度」は、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。地域の建物の種別と地盤分類により測定。
 ※地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性がある。「火災危険度」は、その危険性の度合いを測定したもの。出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定。

出典)「防災都市づくり推進計画(平成16年3月)」、「地震に関する地域危険度測定調査(第5回)」東京都 3-3

都市計画と防災まちづくり

・神奈川県では、都市計画区域マスタープランに「都市防災に関する都市計画の方針」を位置付け。
 ・静岡県では、災害に強いまちづくりの推進のため「防災に配慮した都市計画ガイドライン」を策定。

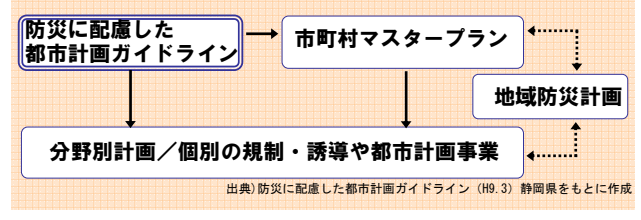
神奈川県における都市防災関連計画の体系



- 神奈川県 都市計画区域マスタープランの構成 (第6回線引き直し案)
- 1章 都市計画の目標
 - 2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - 3章 主要な都市計画の決定の方針
 - 4章 環境共生型等都市整備の方針
 - 5章 都市防災に関する都市計画の方針 ※横浜、箱根区域は記載無し

「横須賀都市計画区域 整備、開発及び保全の方針(平成13年11月)」
 (1)基本方針 [略] 11章 都市防災に関する方針の例
 (2)都市防災のための施策の概要
 ①火災対策 ②震災対策 ③浸水対策 ④石油コンビナート防災対策
 ②震災対策より一部抜粋
 区域内の地形地質の性状から、地震動の大きさ、活断層の有無、液状化の可能性、津波、地滑りの可能性を検討し、その情報提供を行うことによって、住民の防災意識の向上を図り適正な土地利用へ誘導するとともに、津波、地滑り対策を実施する。

静岡県 防災に配慮した都市計画の体系



静岡県 防災に配慮した都市計画ガイドライン (静岡県防災都市計画基本指針) (抜粋)

1. 地震災害の危険性を低くするための土地利用の規制・誘導
 - 地震災害の危険性が高いと想定される区域での都市的土地利用の制限
 - 災害の危険性に即応した市街地密度の制御
2. 安全性を高める都市の骨格形成
 - 延焼被害の拡大を防ぎ、災害時の活動を支える道路空間の形成
 - 防災とアメニティに役立つ水と緑のネットワークの形成
 - 災害時の活動を支える拠点の形成
3. 身近なまちの安全な生活環境づくり
 - 木造密集市街地等での安全なまちづくり
 - 中心市街地での防災性の向上

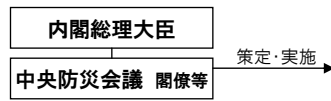
第3章 3-2. 政策の方向性 (2) リスク情報を活用した都市の将来像の検討 (安全・安心の観点からの都市の将来像)

災害対策に関する計画

- ・災害対策基本法に基づき、国、地方公共団体は、防災に関する計画を策定。
- ・地方公共団体は、都市防災を計画的に進めるための「防災都市づくり計画」を策定し、「地域防災計画」に位置づけ。

災害対策基本法

第34条：防災基本計画の作成及び公表等



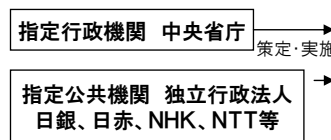
防災基本計画

第35条：防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
2 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
第1章 災害予防に関する事項(抜粋)
☆ 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項
☆ 都市の防災構造化に関する事項 ☆ 災害時において危険な区域に関する事項
☆ 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 ☆ 高潮対策に関する事項
☆ 大規模な火事災害の予防に関する事項 等

第36,39条：

防災基本計画に基づく防災業務計画の作成等



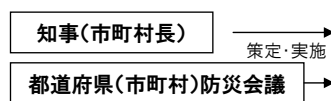
防災業務計画

第37条：防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
1 所掌事務について、防災に関してとるべき措置
2 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

【防災業務計画(国土交通省)】第15編 地域防災計画の作成の基準
第1章 災害予防に関する事項第1節 災害に強い地域づくりに関する事項
・都市の防災構造化対策の計画的推進を図るため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけに配慮するとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」を定めること。
・「防災都市づくり計画」は、消防防災部局、都市計画部局等関係部局間の連携を密に図るとともに、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て策定すること。等

第40,42条：

防災基本計画に基づく地域防災計画の作成等



地域防災計画

第40条：都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、(略)。
この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

第42条：市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、(略)。
この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

今後の課題：防災都市づくり計画等、現行制度を踏まえつつ、リスク情報を活用したまちづくりのための仕組みの整備・活用

第3章 3-2. 政策の方向性 (3) 将来像を踏まえた都市構造への誘導 (土地の使い方の工夫)

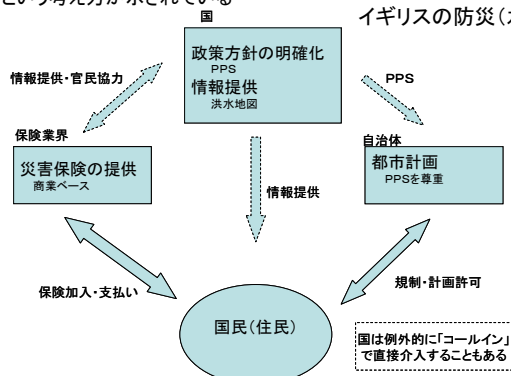
イギリスにおける防災土地利用と関連制度

- ・国が都市計画を策定する時のためのガイドラインとして、PPS 25 (洪水リスクに対処するための基本方針) を策定。
- ・PPS 25 (洪水リスクに対処するための基本方針) に基づき自治体 (地方計画庁) が都市計画を策定。

土地利用の分類と洪水ゾーンに応じた用途基準

Flood Risk Vulnerability Classification (see Table D2) 洪水リスク脆弱性分類	Essential Infrastructure 発電所、変電所など	Water Compatible 造船所、マリーナなど	Highly Vulnerable 警察署、消防署など	More Vulnerable 病院、住居など	Less Vulnerable 商店、金融機関など
Zone 1 河川又は海からの場合0.1%以下	レ	レ	レ	レ	レ
Zone 2 河川からの場合0.1%以上1%以下 海からの場合0.1%以上20.5%以下	レ	レ	Exception Test required	レ	レ
Zone 3a 河川からの場合1%以上 海からの場合0.5%以上	Exception Test required	レ	レ	Exception Test required	レ
Zone 3b 機能的氾濫原	Exception Test required	レ	レ	レ	レ

洪水リスクの脆弱性に応じて土地利用分類がなされており、これと洪水ゾーンのマトリックスで、どのゾーンではどのような土地利用が可能かという考え方が示されている



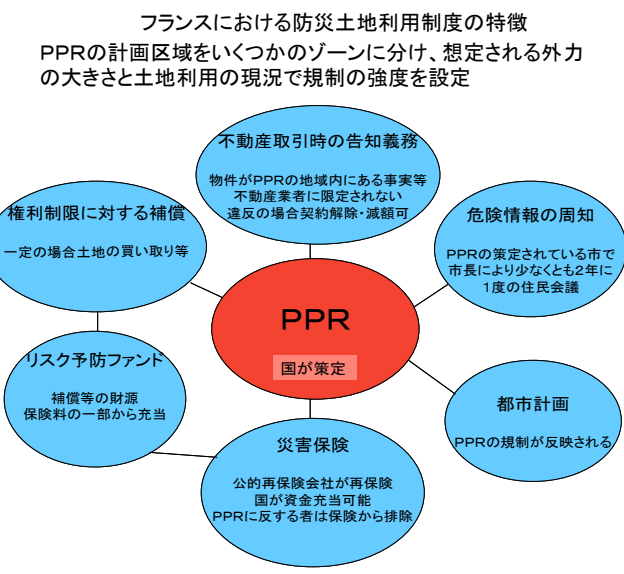
イギリスの防災(水害)土地利用制度の特徴

- 特徴1：国が各関係者を間接的にコントロールしている点(市場と情報開示を利用した土地利用誘導)
- 特徴2：土地利用規制が仕様コントロールでなく個別審査である点(柔軟性、手続き重視のプラクティカルさ、現場重視の構造)

出典)「第3回安全・安心まちづくり小委員会」国土交通政策研究所発表資料

フランスにおける防災土地利用と関連制度

- ・国の出先機関である知事が主体となって、PPR (Plan de prévention des Risques naturels prévisibles)という計画を策定。
- ・通常の都市計画体系とは別系統の災害防止を念頭に置いた計画。
- ・対象は水害・地滑り・雪崩・山火事・地震・噴火・暴風雨・サイクロン等の予見可能な自然災害。
- ・PPR上の土地利用規制は市町村の作成する都市計画PLUの付属図書に記載。



土地利用の状況と外力のマトリックス

	保護すべき自然地域	都市	
		中心部以外の都市	都市の中心部
外力が最も強い	禁止	禁止	禁止又は条件付き
それ以外	禁止	禁止又は条件付き	条件付き

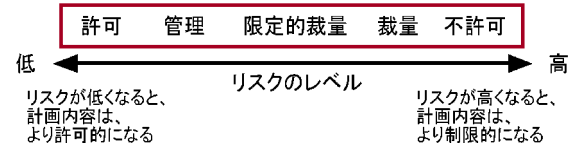
- 特徴1: 国の直接的な役割が大きい点(自治体との関係でも市場との関係でも)
- 特徴2: PPRを中心に保険や取引時の告知義務など諸制度が緊密に結びつけられた土地利用規制を行っている点

ニュージーランドにおける活断層上の土地利用規制の展開

- ・国が、活断層上の防災対策として土地利用計画を進めるための指針を提示。各断層の特徴を踏まえ、多様な手段でリスク軽減を目指す。
- ・防災と都市計画等の環境行政全般について定めた資源管理法に基づき、「資源同意」という許可制度で土地利用規制を実施。

- 指針 4原則
1. 正確な活断層ハザード情報の収集と都市計画図への記載
 2. 新規開発・土地分割に先立つ断層破断ハザード回避策の計画策定 (1. をもとに「断層破断地区」を設定し、そこでの建築を制限)
 3. 既開発・土地分割地でのリスク・ベースト・アプローチの採用 (一般に受容可能な程度のリスクに抑える)
 4. 既成市街地内の「断層破断地区」におけるリスクコミュニケーションの促進 (現状を許容しつつ、次期開発や建物利用をリスクレベルに見合ったものにする)

資源同意制度＝資源管理法に基づく開発や建築の許可制限



※活断層破断のリスクレベルに基づく資源同意の例

開発の現状	未開発地(グリーンフィールド)				既開発・分割地					
	活動間隔(発生周期)クラス									
建物重要度*	1	2a	2b	3	4	1	2a	2b	3	4
クラス I 活動間隔 ≤2000年										
A 明瞭	○	□	□	□	※	○	□	□	□	□
B 分散的	○	△	□	□	□	○	△	□	□	□
C 不確実	○	△	□	□	□	○	△	□	□	□
クラス VI 20,000年 < 活動間隔 ≤125,000年										
A 明瞭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 分散的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C 不確実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- Upper Hutt 市Totara Park における土地利用規制の例
- ・図上部を斜めに横切る赤破線に挟まれた範囲が「断層帯」



- ※ 禁止
 - 不許可
 - △ 裁量
 - 許可
- 建物重要度
- 1: 人命や財産に軽度のハザードを与えるような構造物
 - 2a: 木造の骨組で建設された住宅
 - 2b: 通常の構造物、およびその他の分類に属さない構造物
 - 3: 多数人を収容したり、地域にとって高価値の内容物を所属したり、多数人にリスクを与える可能性のある構造物
 - 4: 災害後に機能すべき構造物

福岡市における警固断層に着目した建築物の耐震対策

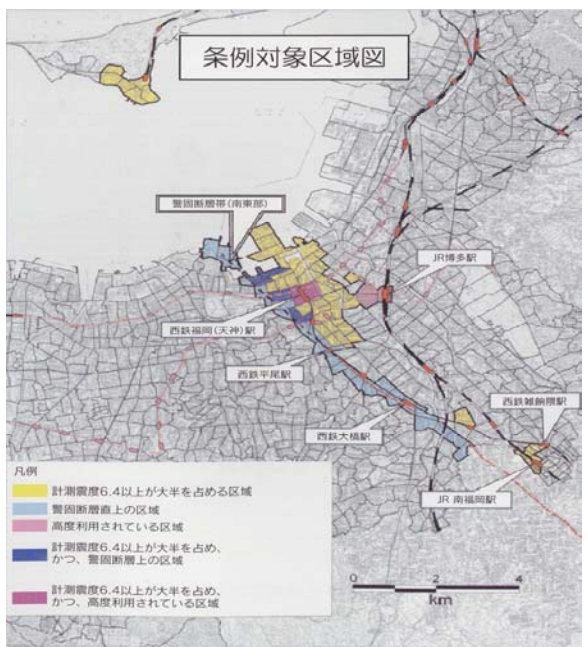
福岡市は、警固断層帯が走る市街地において、耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、建築物の安全性を高めるよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正。(平成20年10月1日より施行)

福岡市建築基準法施行条例の改正内容

- 対象範囲
 - ①揺れやすさマップ(別図2)で計測震度6.4(震度6強で一番強い震度)が大半(75%以上)を占める区域
 - ②警固断層帯南東部直上の区域
 - ③土地が高度利用されている区域(容積率600%以上)
- 高さが20メートルを超える建築物を新築、改築する場合、設計地震力を上乗せ(努力義務)

現在の地域係数(Z)を、その数値に1.25を乗じたもの(Z=1.0)とするよう努めなければならない。

 - ①施行令第81条第1項の規定により適用される構造計算
 - ・時刻歴応答解析(高さが60メートルを超える建築物)
 - ②施行令第81条第2項第1号イ、ロ又は同項第2号ロに規定される構造計算
 - ・必要保有水平耐力計算・限界耐力計算・エネルギー法
 (参考)地域係数(Z)
 - 福岡=0.8
 - 大地震が起こる可能性が高い地域(関東、東南海地域等)=1.0
- 建築計画概要書に対象建築物であるかどうかの記載、1.25を乗じた場合その旨の記載(義務付け)



出典)「福岡市揺れやすさマップ(7区)」、「警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)の概要」福岡市HP

密集市街地の整備・改善の強化

○都市再生プロジェクト(第三次決定 H13.12)
 密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東京、大阪で各々約2,000ha、全国で約8,000ha)を重点地区として、今後10年間で整備。

<p>【これまでの取り組み】</p> <p>都市再生プロジェクト (第十二次決定 H19.1) ・重点密集市街地の早期解消に向けた取組を一層強化する。</p> <p>密集市街地整備法改正(H19.9施行) ・容積移転等を活用した建替えの促進 ・危険な老朽住宅の除却の促進 ・面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進 等</p> <p>補助事業の拡充 ・都市再生土地区画整理事業 ・都市防災総合推進事業 等</p> <p>延焼遮断帯イメージ図 避難路の整備 不燃化の促進 環境防災軸</p> <p>◇進捗状況 約35%(H19末)</p>	<p>【今後の取組み】</p> <p>○一斉点検の実施</p> <p>東京23区 長崎県長崎市 宮崎県日向市</p> <p>○ 自然的・地形的条件、街区割りや施設・空地の状況等を踏まえた整備・改善方策の検討、制度拡充等</p> <p>建築物の不燃化 避難地・避難路整備 規制誘導方策</p> <p>消火・延焼防止能力の強化</p> <p>災害に強いコミュニティ形成</p> <p>◇最低限の安全性確保(進捗状況 おおむね100%(H23))へ</p>
--	--

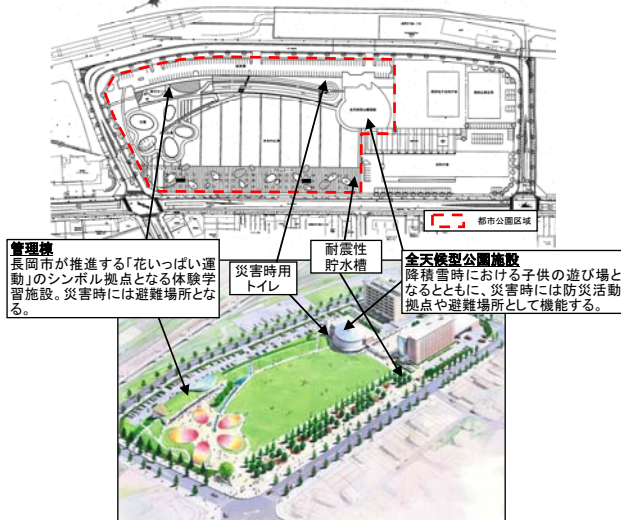
出典) (株)創樹社「安心まちづくりガイドブック」、京都市「重要文化財建造物の総合防災対策検討会(第3回)」

平常時に快適に利用でき、非常時に防災機能を発揮する公園整備

防災公園においては、平常時の快適な利用を図るために、市民のニーズに対応した空間整備を行うとともに、地震災害時に復旧・復興の拠点、周辺地区からの避難者を収容する避難地として機能するために、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの災害応急対策施設を整備。

長岡市民防災公園 (新潟県長岡市)

- ◆事業面積: 3.0ha
- ◆防災上の位置づけ: 広域避難地
- ◆整備内容及び効果
 - ・多目的広場、全天候型公園施設、耐震性貯水槽、管理棟等
 - ・防災機能の充実を図り、市街地の防災性を向上させる。



大洲防災公園 (千葉県市川市)

- ◆事業面積: 2.8ha
- ◆防災上の位置づけ: 一次避難地
- ◆整備の効果
 - ・多目的広場、耐震性貯水槽、防災トイレ、耐震性貯水槽等
 - ・防災機能の強化と周辺施設との連携の強化を図る。



都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の活用により、災害時に防災機能を発揮するための施設整備を推進

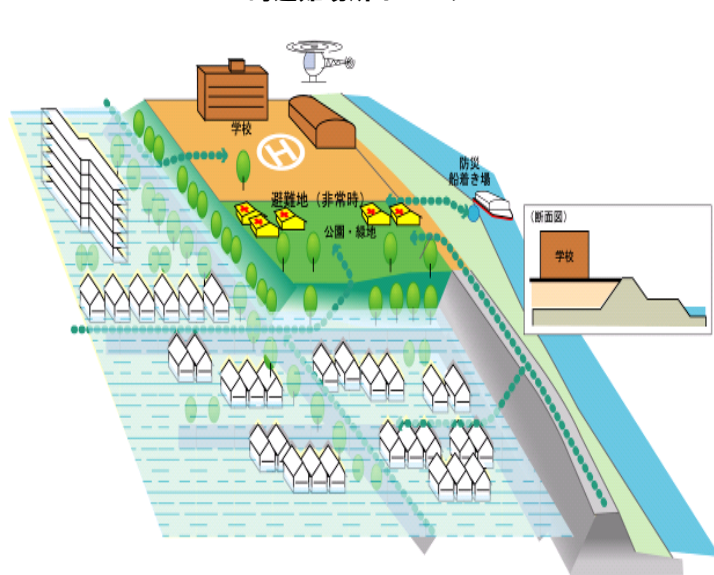
東京都江戸川区ゼロメートル市街地におけるまちづくり

- ・東京都江戸川区ゼロメートル市街地において、高規格堤防整備にあわせてまちづくりを推進。
- ・地盤を嵩上げし一時避難場所の確保を図るとともに、脆弱性を大きく軽減させるため、公共施設整備等の抜本的な対策を推進。

高規格堤防の整備



一時避難場所イメージ



出典)国土交通省河川局資料、「第4回安全・安心まちづくり小委員会」江戸川区発表資料

新潟市における地域が主体となった活動



・新潟市においては、地域主体の福祉活動や、防犯活動、自主防災組織が中心となった防災訓練など、自助・共助による地域活動を実施。
 ・平常時からの地域活動は、災害時など応急対応などの担い手が必要な際の「地域力」として期待。

★地域主体の福祉活動や場づくり

【まごころヘルプ】
 有償による市民相互の助け合い活動。介護の手助けが必要になっても、住みなれた地域で誰もが安心して暮らせることを目的に、住民参加型在宅福祉活動を実施

●まごころ配食
 ・まごころヘルプの提供会員が、利用会員の自宅までお弁当を届ける
 ⇒地域のふれあいの場となるとともに、安否確認も同時に行える。

●地域の茶の間
 ・自治会や自主的なグループ等を単位として、自宅のお茶の間のよう自由に過ごせる場所を開設
 ⇒地域に住む高齢者や障がい者が、自宅に閉じこもらないようにすると同時に、高齢者と幼児・子供たちとの多世代の交流が実現

★「犯罪の無い安心で安全なまちづくり支援モデル事業」による取組み

【セーフティ・ネットワークによる地域の安全・環境健全化対策】
 殺人事件や盗難事件の発生や、ゴミの不法投棄などの治安や生活環境に対する不安を契機に「防犯活動モデル地域」に指定


●青パト作戦
 ・青色回転灯車による防犯パトロール
 ⇒犯罪に対する地域の監視性が向上

●生活マナー、交通ルールの街宣活動

【セーフティゾーン活動委員会による環境健全化対策】
 駅周辺の繁華街等において、強引な客引きやスカウトが後を絶たず、地域住民や通行人の不安の高まりから、地域全体で防犯活動に取り組む団体を結成

●環境健全化パトロールの実施
 ・「客引き」、「スカウト行為」、「ピンクピラ」掃の環境健全化パトロールを実施

●簡易防犯機器整備
 ・駅前商店街への防犯カメラの設置、ステッカー、のぼり旗の掲示



★自主防災会（自主防災組織）による取組み

【住民による避難所運営訓練】

●災害時要援護者名簿に基づく安否確認・情報収集訓練

●避難訓練

●班別避難所運営訓練
 (本部・総務班) 避難所全体のとりまとめ、各班への指示出し
 (情報班) 避難状況の把握、避難者名簿の作成
 (救護班) 避難者の受入れ、災害時要援護者への対応
 (環境班) 避難所環境の整備(暖房設置、ゴミ対応等)
 (食料物資班) 非常食の炊き出し、物資の受入れや保管

【地域と学校の合同防災訓練】

☆行政からの支援

【地域人材育成】

●自主防災組織リーダー研修会の開催

●新潟市ジュニアレスキュー隊育成講習会

【自主防災組織への支援】

●自主防災組織育成担当職員の派遣

●災害時要援護者の避難誘導用具の貸与

【自主防災組織への補助制度】

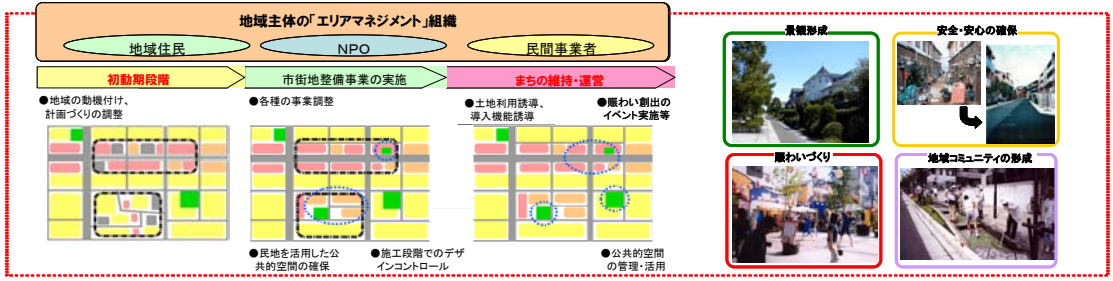
●【自主防災組織結成助成】

●【自主防災組織活動助成金】




市街地整備事業と一体となった安全・安心対策

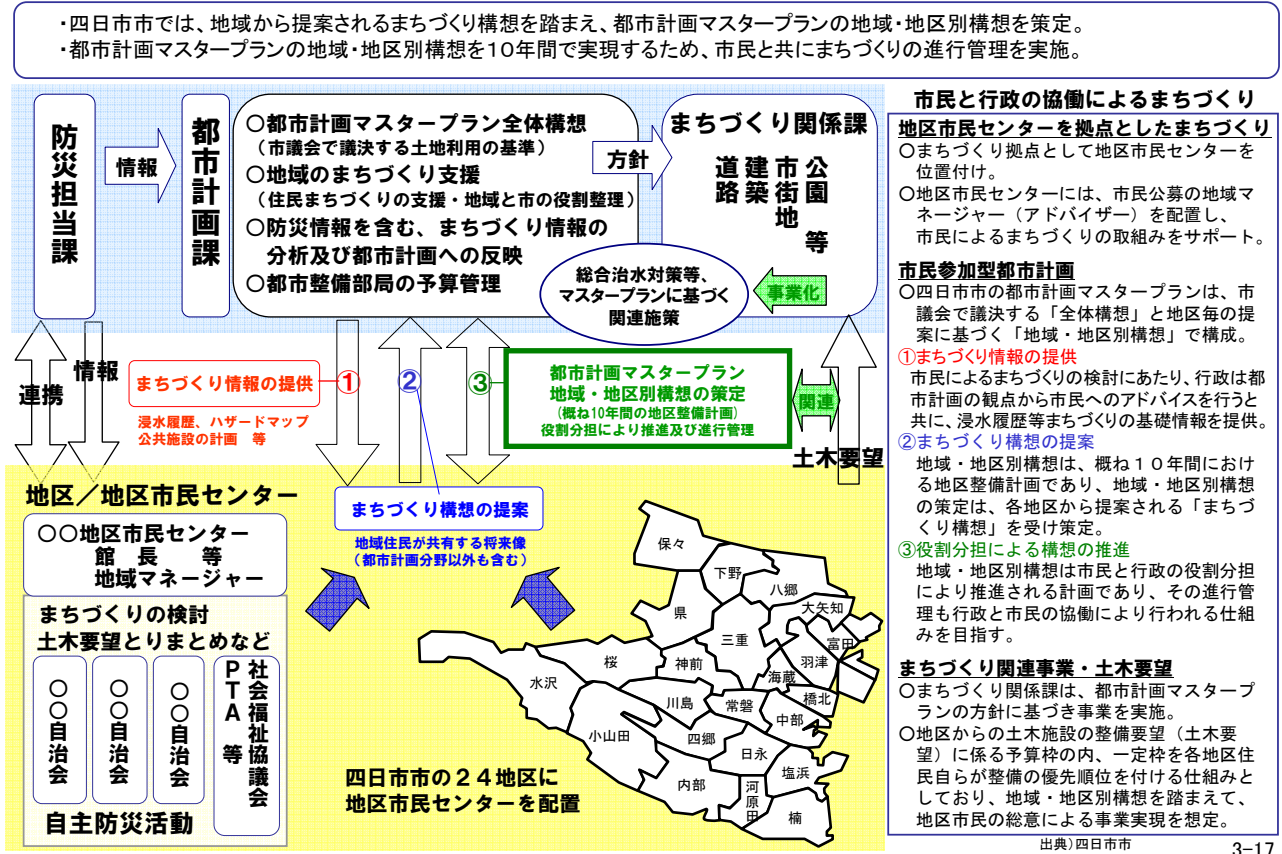
・土地区画整理事業や市街地再開発事業といった市街地整備事業は、住民の参画を得ながら、計画的、面的に整備を進めていく事業。
 ・事業後のまちの管理・運営に備え、あらかじめソフト・ハード両面から防犯等の取り組みを実施していくことが有効。



市街地整備事業と併せて行われる防犯等まちづくりの取り組み事例【新市街地地区(千葉県流山市)】
 事業初期段階から、地域の関係者が参加する協議会を設置。安全安心確保に向けた設計上の配慮や防犯パトロール等を実施



地域からの提案を行政が受けとめる仕組み



共助による雪処理体制づくりの推進

雪処理に係る事故による犠牲者ゼロに向けて、市町村と自治会等が中心となった連絡協議会による地域除雪の実施、雪処理の安全を担う管理者による安全管理、地域内外の担い手の育成等により、共助による安全な雪処理体制づくりを推進

豪雪地帯対策基本計画の変更(H18.11)

雪処理の担い手の確保
担い手の確保・育成のため、地域での受け皿の組織化、コーディネーターの養成を推進

自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プラン(H20.4)

高齢者が無理することなく除雪できる体制
(要支援世帯の状況を把握する体制+平時からの支援策を講じる体制+豪雪時を想定した支援策を講じる体制)
目標：平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全ての市町村(202市町村)において整備

「雪害による犠牲者ゼロのための地域防災力向上を目指す検討会」提言(H21.3)

雪処理に係る効果的な事故対策として、**共助による体制づくり、担い手の育成**等が重要

共助による地域除雪の概念図

これまで、各世帯それぞれで除雪
例1 各世帯でタイミングを合わせ、自宅の雪を一斉に除雪
1人で除雪中に事故多発!

これからは、地域コミュニティで協力して除雪
例2 高齢者世帯や生活道路等を住民が協力して多数で除雪

■共助による地域除雪とは
地域コミュニティにおいて、手順やルールなどを定めた上で、住民(地域外の担い手含む)が協力しながら時間を合わせて一緒に、
○家屋及び家屋周辺
○歩道や生活道路等の公共空間
○公民館等の地域の共有施設 などの除雪作業を行う取組

【今後の施策展開】

- 地域コミュニティの共助による雪処理活動を行う仕組みづくり
 - ・共助による雪処理を推進する **連絡協議会**を設置し、地域一斉除雪等を実施(協議会構成メンバー：市町村、自治会を中心に、道府県、NPO、社会福祉協議会、警察署、消防機関、道路管理者等)
 - ・雪処理の安全管理(巡回)等を担う **管理者**配置による雪処理の安全確保の徹底
- 地域内外からの雪処理の担い手を受け入れるための仕組みづくり
 - ・自治会や住民からなる地域コミュニティによる共助だけでは雪処理が困難な場合は、**市町村は、道府県と協力して、地域外からの雪処理の担い手**を確保・育成し、地域へ派遣する体制づくり促進

【支援策】

- 「市町村雪対策計画策定マニュアル」の策定・普及(H20~)
- 「共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル」の策定・普及(H20~)
- 豪雪地帯対策特別事業の制度拡充(H21~)
高齢者世帯支援のための計画策定、雪処理の担い手確保・育成等の支援